

多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(令和8年2月変更)参考資料集 目次

章	内容	P
6	ご意見	
6 - 1	多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所	6 - 1
6 - 2	関係団体への意見聴取状況(定量目標)	6 - 5
6 - 3	漁業関係者への意見聴取結果	6 - 7
6 - 4	京浜河川事務所における地域住民等との現地意見交換会・勉強会及びアンケートの実施状況	6 - 8
	多摩川水系河川整備計画(原案)作成までの意見交換・聴取	6 - 9
	多摩川水系河川整備計画(原案)以降これまでの意見聴取状況(側近3ヶ月)	6 - 10
	第62回 多摩川流域セミナー『気候変動時代の多摩川について考える -多摩川水系河川整備計画変更に向けて-』	6 - 11
	多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換(中下流部)	6 - 12
	多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換(上流部)	6 - 13
	多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換(中上流部)	6 - 14
	多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更原案)に関する公聴会	6 - 15
	多摩川河川整備計画変更における意見募集	6 - 16
	多摩川アンケートの実施	6 - 17
	アンケート結果について～個人:属性・関心～	6 - 18
	アンケート結果について～個人:評価・期待～	6 - 19
	アンケート結果について～企業:関心～	6 - 20
	アンケート結果について～企業:評価・期待～	6 - 21
	アンケート結果について～記述式のとりまとめ～	6 - 22
	アンケート結果について～小学生向け～	6 - 23
6 - 5	「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】(原案)」について、学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいたご意見に対する京浜河川事務所の考え方	6 - 24
6 - 6	今後の計画の実施への期待や留意事項のまとめ	6 - 33
6 - 7	「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)」について関係都県知事からいただいたご意見	6 - 34

多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所

令和7年7月8日

国土交通省 京浜河川事務所

多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所

回	No.	分類	意見概要	本文原案				
				章	節	目	行	
6	1	人と自然のふれあい	人と自然のふれあいについて、記載が不足している。河川管理者としての考えを具体的に記載してほしい。その際には景観が変化していく視点場の連続性が重要である旨も明記してほしい。	1	4		13 17 ~ 13 20	
				2	4	(4)	22 31 ~ 23 5	
				2	6	(4)	26 19 ~ 26 37	
				4	3		32 6 ~ 32 9	
				5	1	3	(3)	47 4 ~ 48 2
5	1	令和元年東日本台風の影響	計画改定の契機となった令和元年東日本台風による洪水で生じた現象と明らかになった課題を記載してほしい。	5	2	3	(5)	59 10 ~ 59 13
				1	5		13 27 ~ 14 9	
7	1	堤防の質的評価	堤防は、高さや幅といった形状だけでなく質的評価も必要。	2	2		15 26 ~ 15 32	
5	2	河道管理の成功例	これまで実施してきた多摩大橋における河道管理方策の成功例が生かされていないと感じる。令和元年東日本台風を通じて検証した結果を踏まえ、今後はどう活かしていくのかを示してほしい。	2	2		15 33 ~ 16 5	
				6	3		62 5 ~ 62 7	
7	2	流域における生態系ネットワークの保全	近年、生態系サービスや水田の多面的機能が非常に重視され、用水路周辺、水田周辺での水環境と生態系サービスや生物多様性の保全に極めて貢献が高いことから、土地改良区もステークホルダーとして十分な情報共有を継続していただきたい。	2	3		18 17 ~ 18 19	
				4	3		32 15 ~ 32 17	
				6	1		61 15 ~ 61 22	
4	1	水辺の楽校プロジェクトの後継問題	「水辺の楽校」は後継者が不足しており、人材育成が課題。資金や人を投入するには、民間企業の協力が必要で、民間企業にとっての投資価値や生態系サービスとしての価値を表すことが課題	2	4	(3)	22 20 ~ 22 28	
				5	2	3	(6)	59 16 ~ 59 20
				6	2		59 26 ~ 59 28	
5	3	二極化の問題点	土丹層にともなう課題について、局所洗堀は理解できるが、二極化することで生じる問題を示してほしい。	2	5		23 18 ~ 23 25	
5	4	超過洪水に対応した機械設備の見直し	超過洪水発生時に排水機場や樋門の開閉等が稼働できるような設計になっていないのは問題である。令和4年7月の社会資本整備審議会河川分科会河川機械設備小委員会の「河川機械設備のあり方について」の答申を踏まえた形で対応することを明記してほしい。	2	5		23 31 ~ 23 34	
				5	5		24 24 ~ 24 29	
5	5	内水リスク	内水リスクの高い地域については、整備計画に具体的に記載してほしい。	5	1	1	(7)	43 8 ~ 43 10
				5	1	1	(8)	43 31 ~ 44 7
				5	2	1	(7)	58 4 ~ 58 5
				2	6	(2)	25 28 ~ 26 6	
5	6	治水と環境のつながり	治水と環境についてはこれまで別々に考えていたが、今後は、今回の環境の定量目標と整合した形で治水対策を行っていくことになる。本文に治水・環境のつながりについての方針を明確かつ詳細に記載してほしい。	2	6	(4)	26 25 ~ 26 37	
				4			28 2 ~ 28 14	
				4			29 16 ~ 29 18	
5	7	環境目標設定後の評価方法	河川の広い空間の中で地域の個体群を保全していくという考え方が不可欠である。ハビタットの面積のみならず、質についても専門家の意見を聴きながら進めてもらいたい。小さな面積でも質が良いところもある。面積だけではなく、生き物についても定量評価を目指していくべきではないか。失われたときにどのように対応していくのか。それに対する具体的な対策を示してほしい。「総合的に判断」という部分についての考え方を示してほしい。目標値は連携のツールとなりうる。目標の役割も広がっているので不確実性の考え方、位置づけを示す必要がある。長期的にモニタリングし、それが目標とリンクする。モニタリングしてフィードバックするというのが現段階では適切ではないか。	4			28 6 ~ 28 14	
				7	3	環境の概念整理	環境関係の用語の定義を整理すべき。国土交通省河川砂防技術基準計画編（施設配置等計画編 第1章-6 図1-1河川環境等の整備と保全の目標フロー）に沿って、「動植物の良好な生息・生育環境の保全・復元」、「良好な景観の維持・形成」、「人と河川との豊かな触れ合い活動の場の維持・形成」の3つの概念を明確に書き分けてほしい。	4
7	4	河道掘削形状の検討	河道掘削形状の検討において、治水、環境、利用という3つの局面に分けたのはよい整理となっている。それぞれの項目の重要性や順序を念頭に置いて、一つの計画のストーリーができることが理想である。	4	3		29 37 ~ 29 38	
				4	3		32 18 ~ 32 19	
				5	1		36 4 ~ 36 8	
				5	1	3	44 19 ~ 44 21	
				4			28 15 ~ 28 26	
7	5	河床変動	河道計画、施設設計、維持管理において、河道の維持管理についても明確に記載してほしい。	4			28 15 ~ 28 26	
				5	1		36 18 ~ 36 20	
				5	2		48 17 ~ 48 19	
6	3	モニタリング	河川環境の目標に対するモニタリング計画について、モニタリング内容が理解できるように作成し、どう変化するかデータを積み上げ・分析するべき。	4			29 3 ~ 29 8	
				4	3		31 37 ~ 31 38	
				5	1	3	44 27 ~ 44 29	
				5	2	3	(2)	58 31 ~ 58 37
				6	2		61 31 ~ 62 2	
6	4	基本方針と整備計画	今回の多摩川の河川整備計画は、河川整備基本方針の目標達成に大きく近づくものであることをしっかり認識すべきである。この整備計画の実施を通じて、基本方針で示した各種の課題を解消して、最終形としての川づくりに近い状態に近づけていくとの意気込みを明確に記載してほしい。	4			29 9 ~ 29 13	
				7	1	浅川の河川整備	浅川の特徴に留意し、技術的な課題解決に向けて、上流の指定区間管理者と連携して整備を進めるようにしてほしい。	4
7	2	計画の有用性	短期、中期、長期のタイミングで実施内容を示し、これらの内容が複合的に合わさって成果をもたらすという見せ方をすると良い。	4			29 9 ~ 29 13	
				4			29 9 ~ 29 13	
4	3	減災対策	都市対策の水防は、治水と両輪で考え、ハード面だけではなくソフト面も含めて取り組むべきであり、併せて地域住民や施設管理者の意識改革も重要。超過洪水対策として、氾濫水の排水や排水機場の耐水化を検討すべき。	4	1		29 31 ~ 29 36	
				5	1	1	(8)	43 16 ~ 43 20
				5	2	1	(7)	56 5 ~ 56 29
				5	2	1	(7)	57 36 ~ 58 3

多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所

回	No.	分類	意見概要	本文原案								
				章	節	項目	行	～	行			
5	8	河川環境管理計画	河川環境管理計画をどのように見直すのかを示してほしい。	4	3		31	7	～	31	11	
4	4	水質	過去の水質悪化に対する多摩川流域での取り組みの効果を記載してほしい。	5	1	3	44	22	～	44	24	
5	9	環境目標の考え方	治水との調和を考えたときに、多摩川が最終的にどのようなレベルを目指すのか。過去の自然環境に戻すことが目標なのか。目標の考え方を示してほしい。河川環境の定量的な目標設定のみならず、河川環境データを蓄積しながら目標につなげていく、という考え方が必要ではないか。定量的な目標について。ある程度スタティックなものを示さないといけなくて、面積はコントロール可能なアウトプット部分。アウトカムがどうなるかはコントロールできない。不確実性を含んだ、変動幅をもった示し方がよいのでは。	4	3		31	17	～	31	36	
5	10	生態系の維持	堤防の草原環境は河川環境に重要な意味を持っている。草刈り管理によって維持されている草原環境について明記してほしい。生態系ネットワークを作るにはどうしたらよいか、もう少し踏み込んで良いのではないか。(堤内側のまとまった自然地とのつながりなど)	4	3		32	1	～	32	5	
6	5	堤防の草地環境の保全	堤防の草地環境の保全は、堤防除草によって保全されている生物もいるため、除草の時期、方法などを本文記載してほしい。	6	1		61	20	～	61	22	
5	11	砂州の挙動	瀬と淵は保全としているが、砂州がどのように挙動するかで堤防への影響もあるため、保全ではなく創出ではないのか。	4	3		32	4	～	32	5	
5	12	環境目標の指標種設定	指標種を示してほしい。	4	3		34	1	～	34	8	
				4	3		34	13	～	34	22	
				4	3		34	20	～	34	23	
				4	3		35	3	～	35	5	
				4	3		34	35	～	34	36	
				4	3		36	3	～	36	5	
5	13	定量的な記載	整備計画は、政策評価制度において、計画段階評価の代替として認められているものであることから、整備内容については代替案を示す必要がある。多摩川のように整備が進み、制約が多い河川においては代替案の立案が難しいことは分かっているが、そうした背景を本文に明記しておくことで、計画段階評価に足るものにしてほしい。	5	1		36	9	～	36	14	
5	14	土砂収支と河床変動	土砂の収支の計算ができるのであれば、どこに土砂がたまるのかという観点から河道をみて、どこで干潟、砂州ができるのかというのを見ていく。水収支・土砂収支とのつながりが抜けている。河床変動計算をして将来的にどのように河床が変わるのか。土砂収支を見せてほしい。砂州の動きによって水衝部が変化し、堤防への影響があるため、低水路において、砂州上の生き物をどう考えるかが大事である。	5	1		36	18	～	36	20	
4	5	土砂有効活用	河道掘削の発生土の有効活用を広域的に考えてほしい。	5	1		36	21	～	36	22	
				5	1	1	(1)	38	7	～	38	9
6	6	河川環境情報図	河川工事を含めたあらゆる段階において、河川環境情報図を参考に河川環境に注意しながら実施する旨を本文に記載してほしい。	5	1		36	22	～	36	23	
6	7	治水と環境の調和	河道掘削の計画段階で治水と動植物・生態系と人と自然との触れ合い活動の場のセットで考えてほしい。	5	1	1	(1)	38	5	～	38	6
5	15	横断工作物の河床の点検	多摩川の河床は低下しやすく、横断工作物については河床を含めた点検が重要である。	5	1	1	(1)	38	10	～	38	11
				5	1	1	(1)	39	4	～	39	8
				5	2	1	(3)	49	12	～	49	16
				5	2	1	(4)	52	8	～	52	10
6	8	堤防強化	令和元年東日本台風における堤防の被害状況を踏まえ、堤防を強化する方向性を記載してほしい。	5	1	1	(2)	40	3	～	40	7
				5	1	1	(4)	42	3	～	42	7
				5	2	1	(6)	53	9	～	53	15
5	16	高潮対策の環境への影響	高潮対策などについても環境への影響について、どう工夫していくかの考え方を示してほしい。	5	1	1	(3)	41	4	～	41	7
5	17	下水道との連携	下水道と連携した取組について記載を充実してほしい。	5	1	1	(6)	43	3	～	43	5
7	7	内水対策	関係機関との情報共有を入れてもらいたい。	5	1	1	(6)	43	3	～	43	5
5	18	管理者との情報共有	河川合流部の樋管は適切に対応が進んでいるが、上下流の情報連携や許可工作物の管理者との情報共有も重要である点を踏まえ、情報共有という言葉を入れてもらいたい。	5	1	1	(7)	43	8	～	43	10
				5	2	1	(4)	52	13	～	52	16
5	19	超過洪水に対応した機械設備の見直し	超過洪水発生時に排水機場や樋門の開閉等が稼働できるような設計になっていないのは問題である。令和4年7月の社会資本整備審議会河川分科会河川機械設備小委員会の「河川機械設備のあり方について」の答申を踏まえた形で対応することを明記してほしい。	5	1	1	(8)	43	21	～	43	23
5	20	氾濫した場合の排水対策	大規模水害時の水防拠点等へのアクセス性も確認しておいてほしい。氾濫した場合の排水対策について教えてもらいたい。	5	1	1	(8)	43	28	～	43	30
				5	2	1	(3)	49	28	～	49	30
				5	2	1	(7)	55	28	～	56	2
				5	2	1	(7)	58	8	～	58	9
7	8	魚類の生息・繁殖環境	現状の多摩川では、淵と瀬という最も基本的なワンセットがなくなってきて、ほぼ平瀬状態になっている。魚にとっては、平瀬状態ではすみにくくなっているため、環境に配慮した河道掘削がなされると、魚にとっては良い環境が生まれ出されることに期待したい。	5	1	3	(2)	45	23	～	45	24
5	21	漁場利用	漁場利用について、魚道や外来種対策については、漁業資源を利用する側である漁協の意見も聞いてほしい。	5	1	3		44	27	～	44	29
5	22	環境目標の評価の原点	評価の原点が目標であると混同されないよう、定義を明確にしてほしい。	5	1	3	(2)	45	3	～	45	7
				5	1	3	(2)	46	10	～	46	12
5	23	魚道の評価	各魚道に関する質の評価がどうなのかを示した上で、定性目標として実施する魚道を示してほしい。	5	1	3	(2)	45	38	～	46	2
7	9	樹林化対策	樹林化の対応は治水と環境の両方に関係するので、記載を工夫した方がよい。	5	1	3	(2)	46	3	～	46	8
				5	2	1	(2)	49	2	～	49	9
4	6	流域治水	砂防・森林・河川・農地管理の各部署が連携し、流域全体で水収支を管理することが重要	5	1	3	(4)	48	9	～	48	14
				6	1		61	3	～	61	7	

多摩川河川整備計画有識者会議の主なご意見に対する原案該当箇所

回	No.	分類	意見概要	本文原案								
				章	節	項	目	P	行	～	P	行
6	9	流域治水の定量評価	流域治水の定量評価されているのはほぼ支川の内水対策である。可能な範囲内で、流域対策ほどの程度効果があるのか、保水・遊水機能は、多分本川には効かないと思うが、支川には効くと思うので、触れてほしい。	5	2	1	(7)	57	36	～	58	5
4	7	水面利用	河川におけるレクリエーションとして、釣りだけではなく、カヌーやラフティングなどの川遊びが気軽に楽しめる癒やしの多摩川にしてほしい。	5	2	3	(4)	59	6	～	59	7
6	10	環境への理解度	定量目標を達成する意味を記述し、流域全体に理解度を深めるようにしていくことが大事。コストに見合った環境改善部分の見える化を図るべき。	5	2	3	(6)	59	26	～	59	28
				6	2			61	25	～	61	30
7	10	流域総合水管理	国土交通本省では、新たに「流域総合水管理の推進」を掲げて検討が進んでいることを踏まえれば、流域治水、水利用、流域環境についてのキーワードは記載しておくべきではないか。	6	1			61	3	～	61	7
				6	1			61	20	～	61	22
4	8	計画の実現のための整理	整備計画を実現する上では、実施主体の目的に沿った担当の整理が必要。特に、目的が相反するような場合は整理が重要となる。	6	1			61	8	～	61	14
5	24	流域治水	「特定都市河川浸水被害対策法～努力を継続する。」とあるが、もっと積極的に進める表現に修正すべき。 内水は下流域だけの問題としてとらえられるのみならず、上流においても森林保全などで考えていくべきとの方向性を盛り込んでほしい。 多摩川の流域には田んぼは多くないなかで、流域治水で水田が本当に期待できるのか。多摩川の土地利用を踏まえて記載を精査してほしい。 流域治水として取り組む具体的な内容と定量的な効果を示してほしい。	6	1			61	15	～	61	19
6	11	流域治水の定量評価	流域治水の定量評価されているのはほぼ支川の内水対策である。可能な範囲内で、流域対策ほどの程度効果があるのか、保水・遊水機能は、多分本川には効かないと思うが、支川には効くと思うので、触れてほしい。	6	1			61	15	～	61	19
4	9	水利用	将来に向けて、他の水系で取り組まれているバイオマスや水利権の見直しなどの再生可能エネルギーの観点を見込んでほしい。	6	2			61	31	～	61	36
7	11	河川横断工作物による魚の影響	調布取水堰のオープン化の影響として、魚の動きが随分変わってきている。大丸用水堰の撤去・床固化で上流からの取水方法に工夫した事例のように、水利用に応じた取水の工夫により河道環境の質の向上に努めてほしい。	6	2			61	31	～	61	36
5	25	再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの記載について、具体的な内容がイメージを示してほしい。	6	2			61	31	～	61	36

7.関係団体への意見聴取状況(1/2 定量目標)

多摩川水系

- 京浜河川事務所では、多摩川水系河川整備計画変更の策定に向け、新たに河川環境に定量目標を設定することについて、平成13年策定当時から整備計画の作成に携わってきた関係団体に対して意見聴取を行い、目標設定の考え方について議論を行った。

意見聴取先：NPO多摩川センター、NPO全国水環境交流会、多摩川流域懇談会、NPO自然環境アカデミー

分類	主な意見
定量目標	<ul style="list-style-type: none"> • 定量目標の設定は歓迎。異論ない。 • 定量目標を示すことで、自治体、地域住民も多摩川の環境に対する理解度が深まる。 • 河川は変動が激しく、種が移り変わることが自然であり、過去の良好な環境に戻すことは難しいため、精緻に目標設定するよりも、緩やかな目標設定で良いのではないかと。 • 河川環境の目標設定とともに30by30目標を目指すためのステップを示してもらいたい。
指標種	<ul style="list-style-type: none"> • 貴重さではなく、人々が感心を持つ生物、引きつける生物に焦点をあてるべき。 • 昔からその環境に生息する生物であるべき。 • 礫河原：カサネドリ、カサネは適切。セグヒキヒはどこにもいる。カラガサは確認、カラツメは少なく貴重。 • 干潟：ヒメハゲ、ヒメイトナがシンボリック。
評価原点	<ul style="list-style-type: none"> • 河川は様々な要因で状況が変わるため、評価原点をいつにするのかがポイント。
場の創出	<ul style="list-style-type: none"> • 多様な環境を持つ場を創出できるよう議論すべき。 • どのような生息基盤を作るべきか治水も含めて議論すべき。 • 生物のハビタットを増やすことが大事。 • 指標種が生息しやすい環境が創出されるよう、専門家の意見なども聴きながら進められるといい。 • 治水と環境と利水が一体となった計画にしてほしい。
場の設定	<ul style="list-style-type: none"> • 福生市付近の多摩川は自然裸地で異論なし。
創出後の対応	<ul style="list-style-type: none"> • 自然裸地は、出水の度に変化するため、本文への記載の時に「維持管理」について留意してほしい。 • 掘削後のモニタリングが必要である。
定性目標 (魚道)	<ul style="list-style-type: none"> • 魚道については全面魚道が理想的である。 • 生態系のバランスを考慮した滞留魚対策に努めてもらいたい。

分類	主な意見
河川環境管理計画	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な「30by30目標」に向けた取り組みとして、治水の掘削に合わせて、現在の人工系空間についても環境を創出してもらいたい。 ⑧空間は保全と維持管理のバランスの議論が重要。 河川整備計画の変更とともに、河川環境管理計画についても環境目標と整合した形で見直ししてもらいたい。 子供達が自由に遊べるよう、自然をベースとした空間を確保してほしい。 機能空間区分については、現行の8から3~4つ程度の機能空間区分としてもらいたい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の教育者となる若者をいかに集めるか。 H13策定時のように流域懇談会で議論してほしい。 多摩川ならではの水質目標値を設定してはどうか。 美味しいアユを目指して水質調査・改善を進めるのも面白い。いい川＝「美味しい多摩川にする」ということでも目標としてはおかしくはない。 外来種の定義はいつ時点で国内に入ってきたかによって異なるため、外来種の定義にも留意する必要がある。

- 京浜河川事務所では、多摩川水系河川整備計画変更の策定に向け、漁業資源を利用する側である多摩川沿川の漁業協同組合に対して意見聴取を行った。

意見聴取先：奥多摩漁協、秋川漁協、氷川漁協、川崎河川漁協、恩方漁協、多摩川漁協、大田漁協

分類	主な意見
魚道	<ul style="list-style-type: none"> ・ アユは貴重な収入源であり、ニヶ領上河原堰の滞留魚対策は非常にありがたい。 ・ 京都府京丹後市を流れる宇川のように全面魚道にすれば、より遡上すると考える。多摩川は取水のための堰が多い河川であり、全面流下する構造への改築、または撤去を行って欲しい。

【参考】

分類	主な意見
生物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽村堰からの放流量が絞られて、平水時にアユが必要とする水深が確保できるかが疑問。 ・ チュウサギは問題ないが、アオサギ、コサギ、カワウはアユ等の魚類を捕食してしまうため、この鳥類を呼び寄せないようにして欲しい。 ・ 過去大量に漁獲出来たシジミが、昨今は少量しかとれない状況であるため、国土交通省でもシジミの調査に加えて、生息・繁殖環境の改善を考えて欲しい。
土砂	<ul style="list-style-type: none"> ・ アユの産卵床となる大きな礫が砂で埋まってしまい産卵できない。また、産卵床を整備しようとしても、砂が舞い上がり卵が駄目になってしまう。 ・ 土砂が流れ出てこないように、関係する様々な機関と連携して総合的な対策を講じて頂きたい。 ・ 掘削した土砂を何処へ持って行くかも問題。直下流に運搬しても下流に堆積するだけ。 ・ 昭和用水堰～八高線間に土丹が露出して礫が流されるため、生物の環境上好ましくない。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川は他の人からみると「ドブ川」と思われてしまうこともあったが、令和4年9月に「清流めぐり利き鮎会」で準グランプリを取ることが出来た。水質が改善した証拠だと思う。 ・ 水温が高い下水道排水の影響が改善されると、魚にとってより良いと思う。
河川の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩川の利用者が河川環境を理解してもらうために、上流～河口までカヌーやラフティングで流下出来るように横断工作物の修繕を行えば興味を持ってくれるのではないかと。 ・ 部分的でもきれいな川になれば、ゴミ拾いをしてくれる人が現れ、活動の連鎖が生まれる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高水敷において自治体がグラウンド等で利用していると思うが、仮設トイレが立ち並んでいて、多摩川の景観上望ましくないと思う。
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元で話して頂く事が重要と考える。多摩川の魅力発信にも繋がるためシンポジウムなどで情報発信してほしい。

京浜河川事務所における地域住民等との 現地意見交換会・勉強会及びアンケートの実施状況

令和7年9月30日

関東地方整備局 京浜河川事務所

流域住民・市民団体

①市民団体等との意見交換

令和6年10月～令和7年9月 延べ約20回 参加者130名以上



（うち、多摩川流域懇談会：計13回
関係漁業組合：計4回）

③公聴会

令和7年8月 計5名（4会場）



②市民団体等との現地見学会・勉強会

令和7年7月～9月 計4回
（下流、中下流、中上流、上流） 参加者145名



④川の通信簿

令和6年9月～10月
延べ8地点 参加者146人

（河川空間の親しみやすさ等について、市民との共同でアンケート調査）

⑤共同点検

令和7年6月
参加者170名（内、地元住民63名）

（関係自治体・水防団（消防団）及び地元住民と、洪水時の注意箇所（重要水防箇所等）の点検を共同で実施）



WEBアンケート

令和7年7月～9月 参加者約500名
（うち、小学生300名）

学識経験者

- 有識者会議（座長：福岡捷二教授）
 - ・ 令和2年1月～令和7年9月
 - ・ 延べ9回

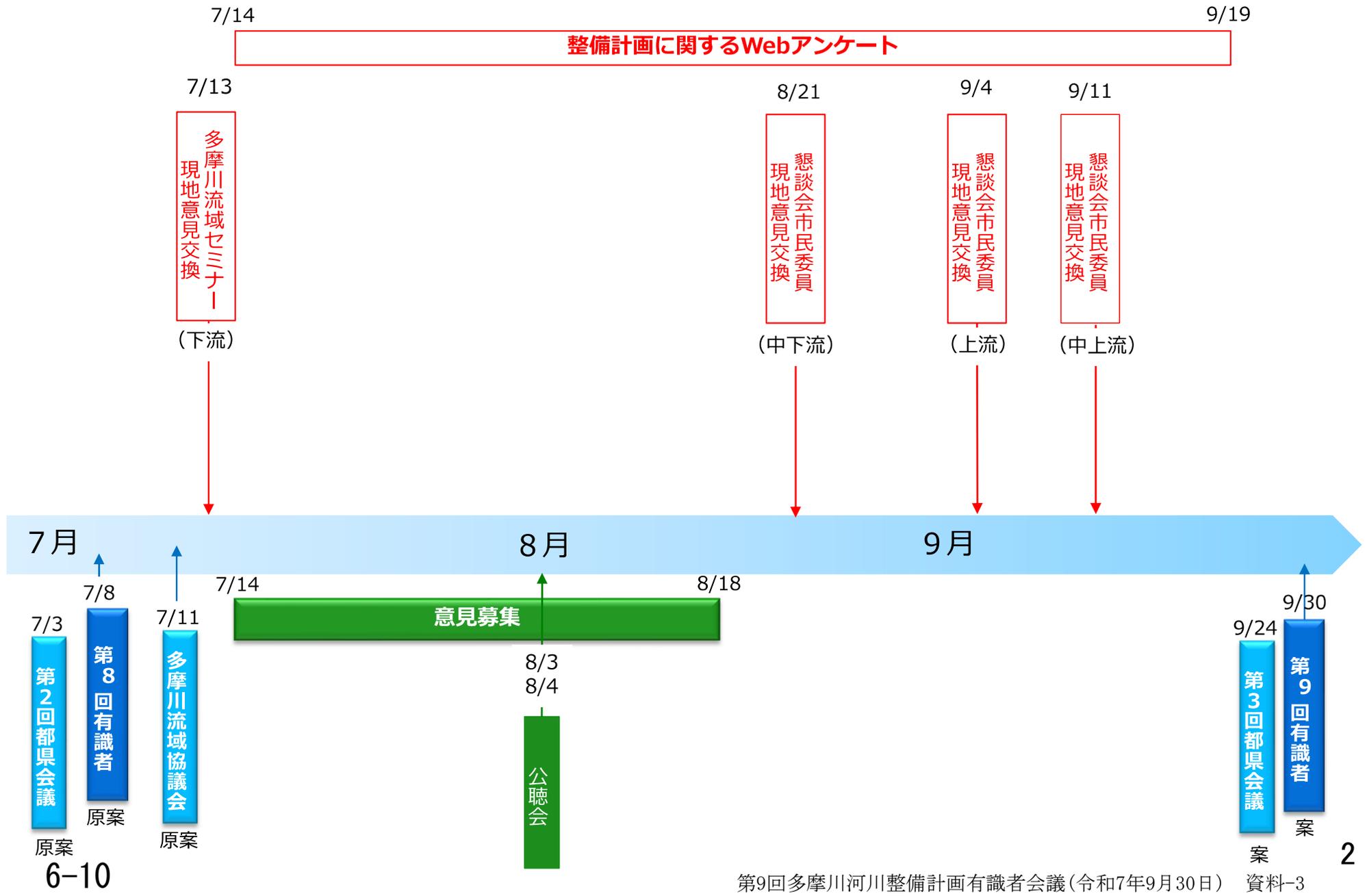


関係都県

- 関係都県（東京都、神奈川県）会議
 - ・ 令和7年1月14日、7月3日、9月24日
 - ・ 延べ3回



多摩川水系河川整備計画（原案）以降これまでの意見聴取状況（側近3ヶ月）



- 日時 : 令和7年7月13日(日) 10:30～16:00
- 場所 : 現地散策(高規格堤防(港町地区)、六郷地先、川崎市河港水門)
セミナー(川崎市教育文化会館/WEB配信)

- 参加者 : 一般 延べ72名(会場23名、WEB49名)

■概要説明・基調講演:

「多摩川水系河川整備計画変更について概要説明」

京浜河川事務所 流域治水課長 劔持 嵩之
河川環境課長 大浪 裕之

「気候変動とその対応で多摩川の環境はどうなっていくのか」

知花 武佳氏(多摩川流域懇談会会長・政策研究大学院大学教授)

- 意見交換: コーディネーター 神谷 氏(多摩川流域懇談会事務局)

コメンテーター 小堀 氏(多摩川流域懇談会)
知花 氏(多摩川流域懇談会)
佐々木(京浜河川事務所長)

- 閉会挨拶 : 佐々木事務所長

- 参加者の声(アンケートから一部抜粋)

『多摩川沿いの風景がまた一つ楽しめる新たな視点をいただきました。』

『これを機に幅広い議論の場が持てると思います。』

6-11



～多摩川水系河川整備計画概要説明及び講演～



～意見交換～



多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換（中下流部）

■日時：令和7年8月21日（木） 15:30～19:30

■場所：現地意見交換：調布第一陸閘（治水、調布市より今後の工事予定解説）
二ヶ領上河原堰（環境、魚道対策）
基調講演・意見交換：二ヶ領せせらぎ館（WEB配信）

■参加者：一般 延べ22名（会場16名、WEB6名）

■概要説明・基調講演：

「多摩川における水源としての水質や水量、利水の歴史と現状」

古米 弘明氏（中央大学研究開発機構教授・多摩川河川整備計画有識者会議委員）

「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（原案）～利水に関する内容について～」

京浜河川事務所 流域治水課長 劔持 嵩之・地域防災調整官 佐藤 薫

■意見交換：コーディネーター 神谷 氏（多摩川流域懇談会事務局）
コメンテーター 小堀 氏（多摩川流域懇談会）
古米 氏（中央大学研究開発機構教授）
佐々木（京浜河川事務所長）

■閉会挨拶：佐々木事務所長

■意見交換でのご意見（抜粋）

『今後の河川環境モニタリングについて「支援」とあるが協働とすべきではないか。』

『「渡し」となる乗船場を作ってもらいたい。』

『ワンドの絶滅危惧植物 今後の保全について。』

『正常流量や環境目標についてぜひ多摩川なりの計画、実現可能な計画として作ってほしい。』



多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換（上流部）

■日時：令和7年9月4日（木） 15:30～18:30

■場所：現地意見交換：永田橋付近（カワラノギク保全活動箇所）
基調講演・意見交換：もくせい会館（WEB配信）

■参加者：一般 延べ24名（会場24名、WEB名）

■概要説明・基調講演：

「河川環境の定量目標・管理計画の現状と課題」
鶴田 舞氏（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）

「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（原案）～環境の目標に関する内容について～」
京浜河川事務所 河川環境課長 大浪 裕之氏

■意見交換：コーディネーター 神谷 氏（多摩川流域懇談会事務局）
コメンテーター 小堀 氏（多摩川流域懇談会）
鶴田 氏（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）
佐々木氏（京浜河川事務所長）

■閉会挨拶：佐々木事務所長

■意見交換でのご意見（抜粋）

『環境目標等設定において、環境省や農水省との連携はあるか。生活環境や水田の減少。』
『礫河原が何年生のものかが大切。個体群の維持には礫河原の質、多様性、指数が必要。』
『生息の場の創生は理解。ただ、地球温暖化等で昔の環境に戻すことは難しいのでは。』
『整備計画変更に市民参加の仕組み作り。価値観を求める住民を河川に引きつける機会では』
『礫河原を作ること自体、環境破壊では。工事を行いながら自然創生する仕組みは如何。』



多摩川水系河川整備計画変更における現地意見交換（中上流部）

■日時：令和7年9月11日（木） 15:00～18:00

■場所：現地意見交換：石田大橋（治水・環境）
浅川合流点付近（治水・環境＜浅川市民団体からの補足＞）
基調講演・意見交換：日野市クリーンセンター（WEB配信）

■参加者：一般 延べ27名（会場25名、WEB2名）

■概要説明・基調講演：

「浅川の水環境を考える」

小倉 紀雄氏（東京農工大学 名誉教授）

「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（原案）～流域総合水管理・浅川について～」

京浜河川事務所 流域治水課長 劔持 嵩之氏

河川環境課長 大浪 裕之氏

■意見交換：コーディネーター 神谷 氏（多摩川流域懇談会事務局）

コメンテーター 小倉 氏（東京農工大学）

佐々木氏（京浜河川事務所長）

■閉会挨拶：佐々木事務所長

■意見交換でのご意見（抜粋）

『流域総合水管理について今後どのような連携・実現性。流域懇談会との違い、強化の仕組みは如何。』

『河川の中に工事用道路がある。川の中に再生骨材（油類）を敷き詰め、水質や生物に負担がかかる。』

『日野市は水の郷。ただ、流下能力向上のための河道掘削や取水の強化、生き物の生息環境は如何。』

『定量目標について具体的な場所、量、方法で行うのか。専門家との提案が今後あるのか。』

『多摩川の生き物ミナミメダカ。遺伝子を組み換えされたメダカが放流されている。対策等は如何。』



多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】（変更原案）に関する公聴会

- 『多摩川水系河川整備計画[大臣管理区間編](変更原案)』に伴う公聴会を開催いたしました。
- 公聴会は河川法第16条の2第4項の規定に基づき、実施をいたしました。
河川法第16条の2第4項「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」
- 公述人は延べ5名、傍聴人は延べ8名の方にご参加いただきました。

■日時 : 令和7年8月3日(日) 10:30～11:20
■場所 : 立川市女性総合センター 5階 第3学習室
■参加者 : 公述人1名 傍聴人1名

■日時 : 令和7年8月3日(日) 13:00～13:50
■場所 : 狛江エコルマホール(狛江市民ホール)6階 展示・多目的室
■参加者 : 公述人1名 傍聴人2名

■日時 : 令和7年8月4日(月) 10:30～11:20
■場所 : 大師河原干潟館
■参加者 : 公述人1名 傍聴人4名

■日時 : 令和7年8月4日(月) 15:00～16:10
■場所 : 立川市女性総合センター 5階 第3学習室
■参加者 : 公述人2名 傍聴人1名

■概要説明:
「多摩川水系河川整備計画変更について概要説明」(全日程の冒頭30分)
京浜河川事務所 劔持流域治水課長 ・大浪河川環境課長

～公聴会の様子～



～開会挨拶～



永井副所長

～多摩川水系河川整備計画概要説明～



劔持課長

大浪課長

多摩川水系河川整備計画の意見募集(7月14日～8月18日)⇒15件のご意見を頂戴

様式例

国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

令和7年7月14日
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所

多摩川水系河川整備計画の変更に対する意見募集及び公聴会について

～いっしょに考えてみませんか 多摩川のこれから～

国土交通省関東地方整備局では、「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】」の変更に向けて検討を進めているところです。

今般、「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集するとともに、神奈川県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたのでお知らせいたします。

「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」は、関東地方整備局ホームページまたは京浜河川事務所ホームページに掲載しています。

○意見募集の実質について

別添1『「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」に対する意見募集について』を参照

○公聴会の開催について

別添2『「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」に対する公聴会の開催について』を参照

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 京浜河川事務所

電話：045-503-4000(代表) メールアドレス：ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

副所長 永井 (内線：205)

流域治水課 課長 劔持 (内線：351)

募集要項

- ①氏名
- ②住所(都道府県・市区町村)
- ③意見(概ね200文字程度)

応募方法

郵送、FAX、電子メール

① 氏名		(都道府県名)		(市区町村名)	
② 住所					
意見担当箇所		③ ご意見			
単	頁	(意見ごとできるだけ200文字以内で記載してください)			

※本表について、「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」に限り、「多摩川水系河川整備計画(変更原案)【大臣管理区間編】」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合には個人が特定出来ないように加工して使用します。

意見募集チラシを作成、自治体や施設に展開

WEBでのアンケートを実施 (7月14日～9月19日)

『いっしょに考えてみませんか多摩川のこれから』

こちらは京浜河川事務所の多摩川アンケートとなります。

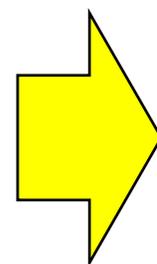
多摩川という川は知っていますか？
多摩川における川づくりの計画である「多摩川水系河川整備計画」変更にあたり、皆様からのご意見をまとめています。ご協力をお願いします。

If you would like to answer this questionnaire in English, please click on the following link.
(英語での回答をご希望の方は以下のリンクよりご回答ください。)
<https://select-type.com/e/?id=1d1oOgbiI9I>

回答にあたり、以下の事項についてご承知おきいただけますようお願いいたします。

- ・いただいたご意見は、個人や企業名・団体名が特定できない形とした上で公表する場合があります。
- ・ご意見に対して、個別にお答えすることはできませんが、今後の整備計画や川づくりの参考とさせていただきます。
- ・本アンケートは回答終了後に、ご自身の回答を保持することや編集することはできません。

[回答する](#)



各設問後には
関係情報の解説
を掲載

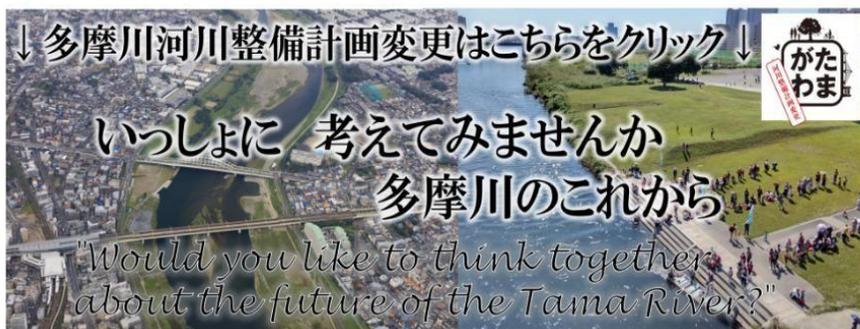
解説
多摩川ってどんなところ？

山梨県甲州市の笠取山から東京都と神奈川県の間を流れて、羽田沖まで流れる一級河川です。

多摩川の長さは138km、流域面積は1,240km²であり、多摩川流域の人口は約414万人にのぼります。非常に人口が多いところを流れる大きな河川です。

多摩川水系河川整備基本方針(国土交通省)より引用
https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jiyu_keikaku/gaiyuu/seibi/pdf/tama_3.pdf

京浜河川事務所HPトップページへバナーを設置



↓多摩川アンケートはこちら↓

※こちらをクリックいただいてもアンケートにお答えいただけます。

アンケートチラシを作成、自治体や施設に展開

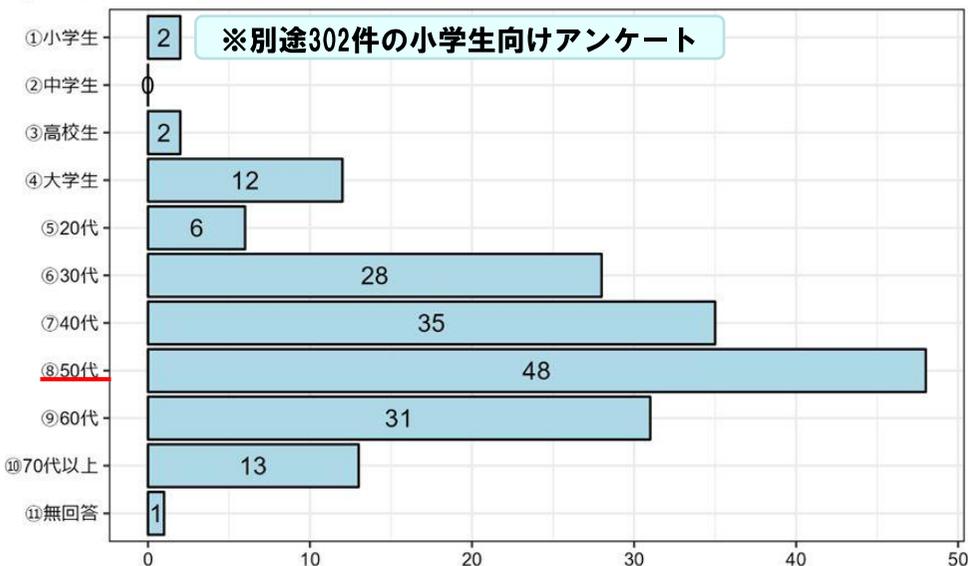
公式Xにも告知
(期間延長も含め、
2000件を超えるビュー数)

表. 9月19日終了時点アンケート回収結果

No.	種類	回収数
1	個人向け 標準コース	162
2	個人向け 簡易コース	15
3	個人向け 英語標準コース	1
4	企業向け 標準コース	7
	計	185

○個人向け

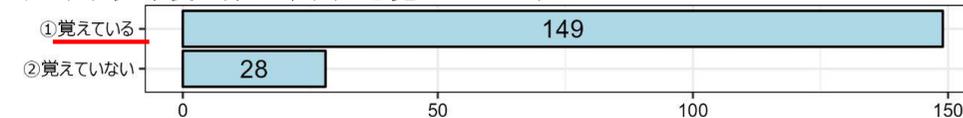
Q. あなたの年代を教えてください。



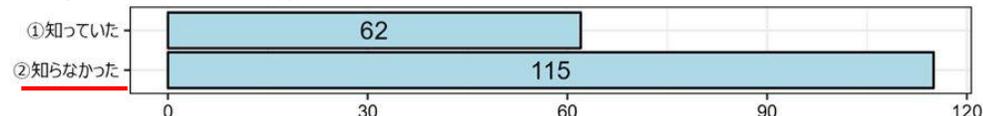
Q. あなたの性別を教えてください。



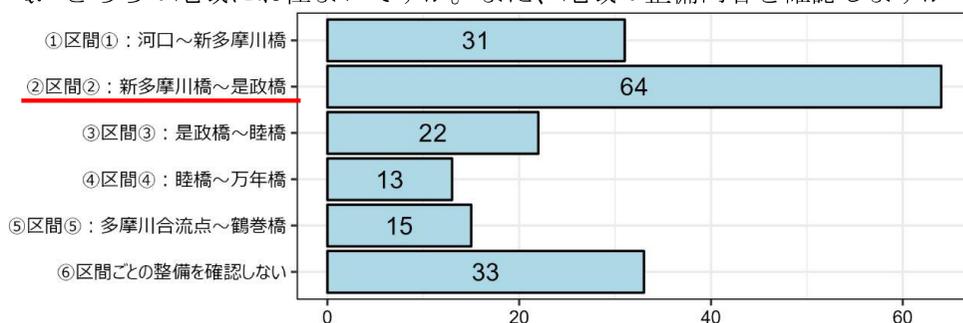
Q. 令和元年度の東日本台風を覚えていますか



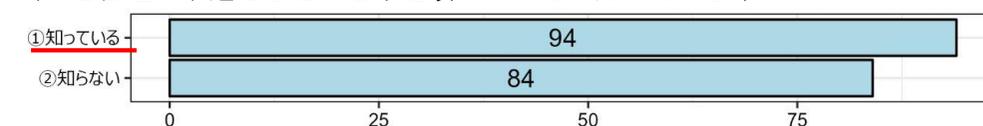
Q. 多摩川水系河川整備計画を知っていますか



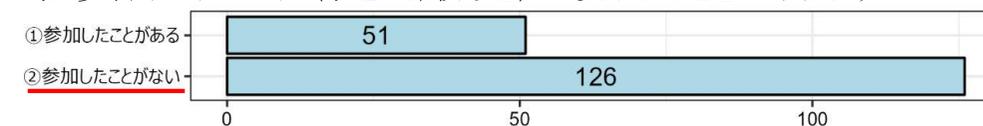
Q. どちらの地域にお住まいですか。また、地域の整備内容を確認しますか



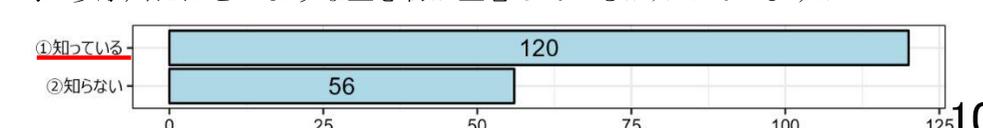
Q. ご自宅の水道はどこから水を引いているか知っていますか



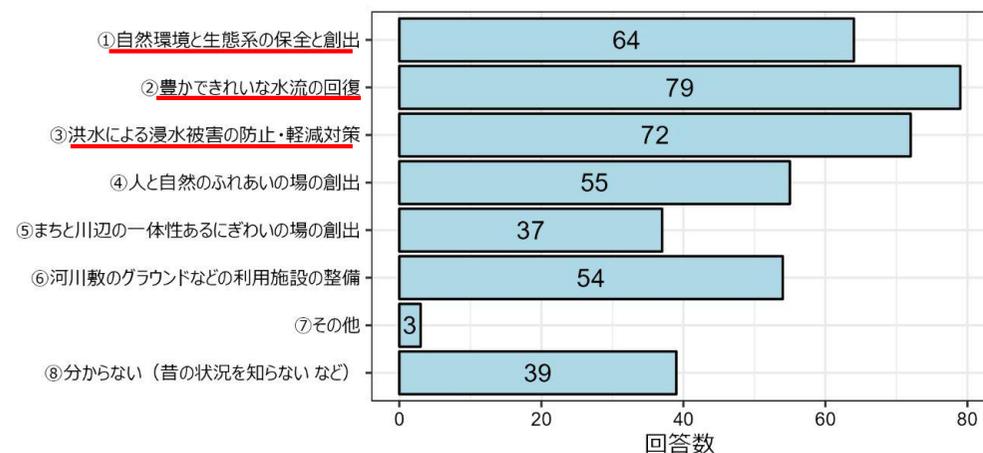
Q. 多摩川のイベント（水辺の楽校など）に参加したことがありますか



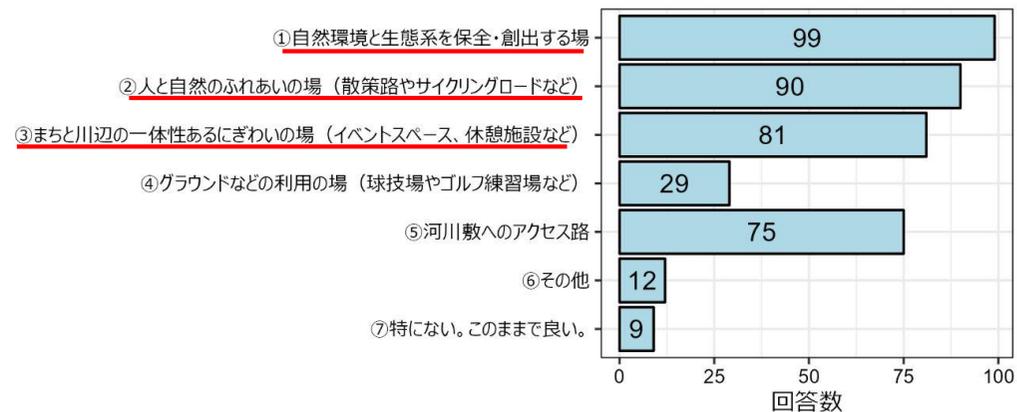
Q. 多摩川にはどのような生き物が生息しているか知っていますか



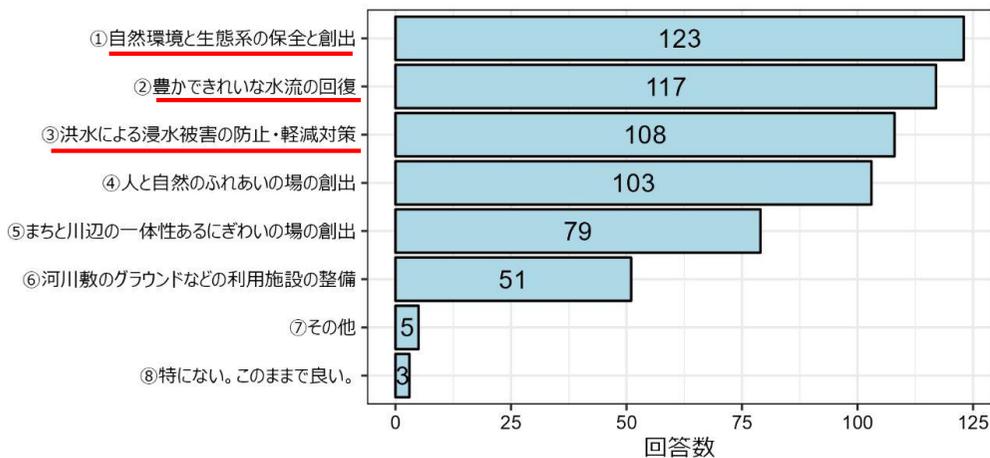
Q. これまでの多摩川の川づくりについて10年以上前とくらべて良くなったもの（複数可）



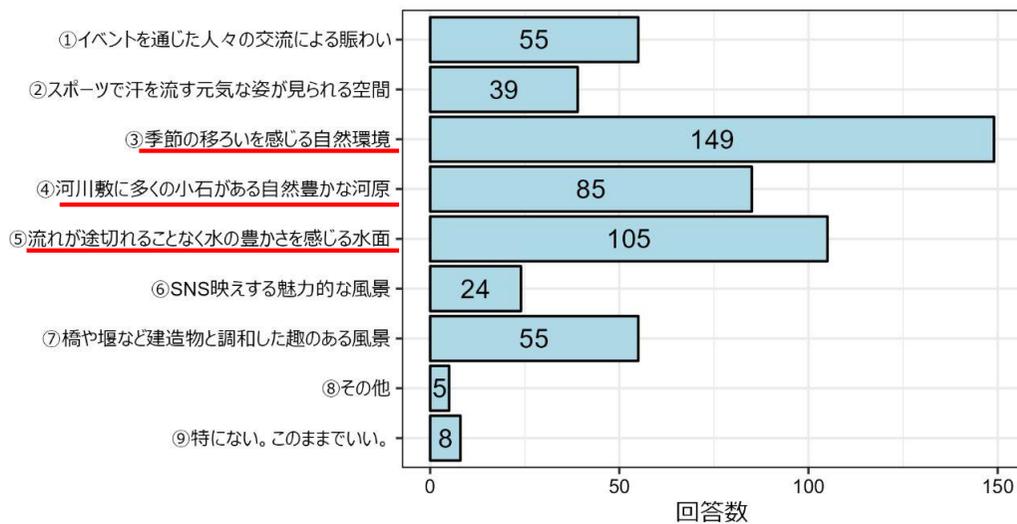
Q. 河川敷の利用についてより充実を図ってほしい用途（複数可）



Q. 将来の多摩川に期待するもの（複数可）



Q. 多摩川の景観に求めるもの（複数可）

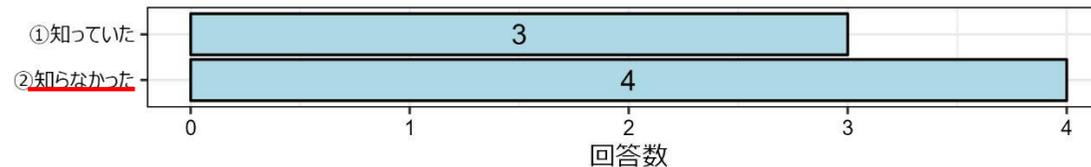


○企業向け

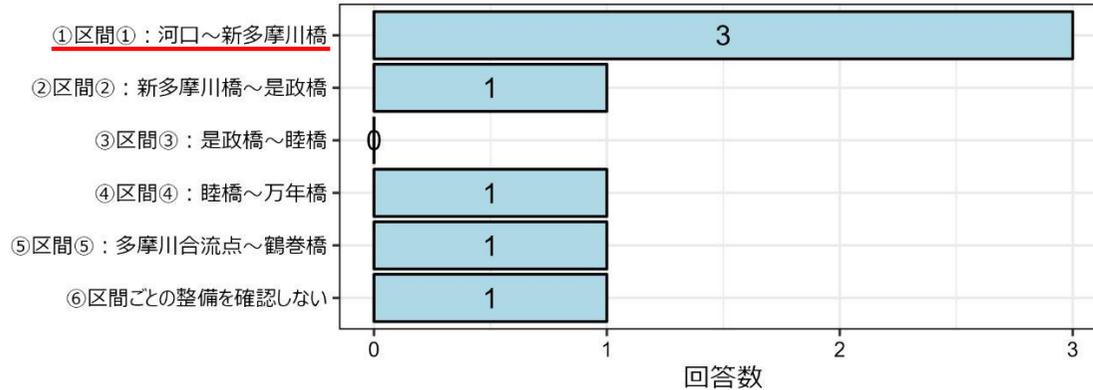
Q. 令和元年度の東日本台風を覚えていますか



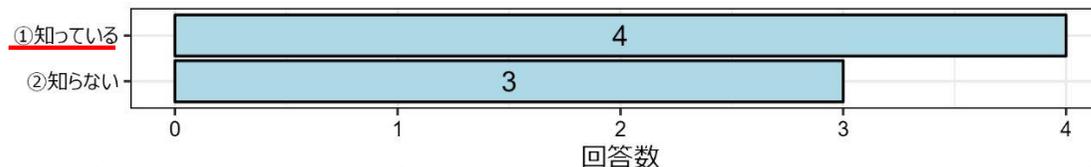
Q. 多摩川水系河川整備計画を知っていますか



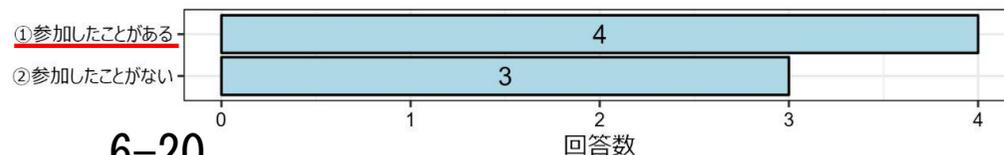
Q. どちらの地域にお住まいですか。また、地域の整備内容を確認しますか



Q. ご自宅の水道はどこから水を引いているか知っていますか



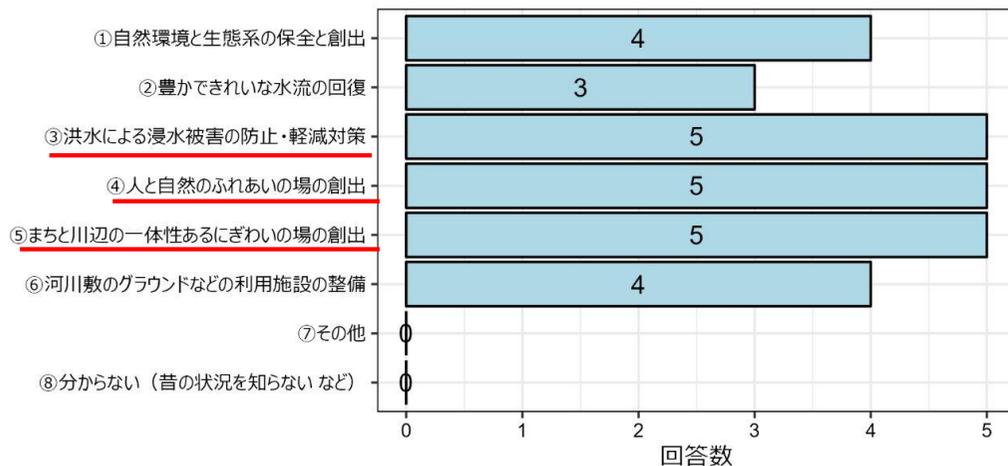
Q. 多摩川のイベント（水辺の楽校など）に参加したことがありますか



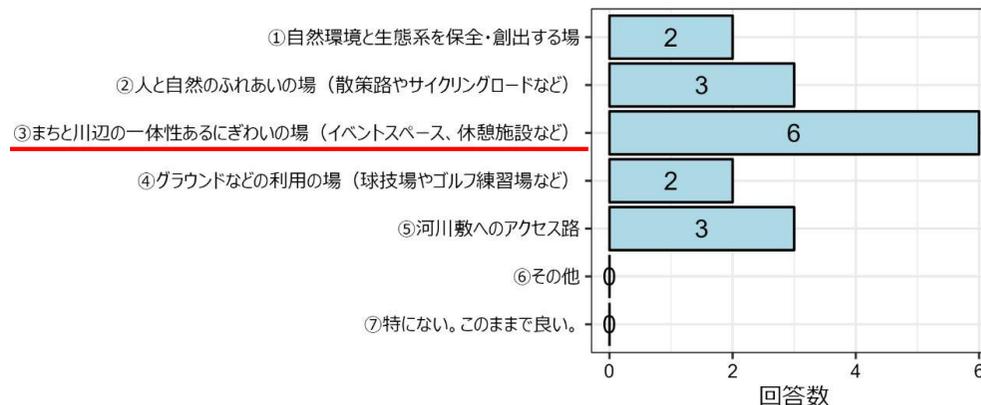
Q. 多摩川にはどのような生き物が生息しているか知っていますか



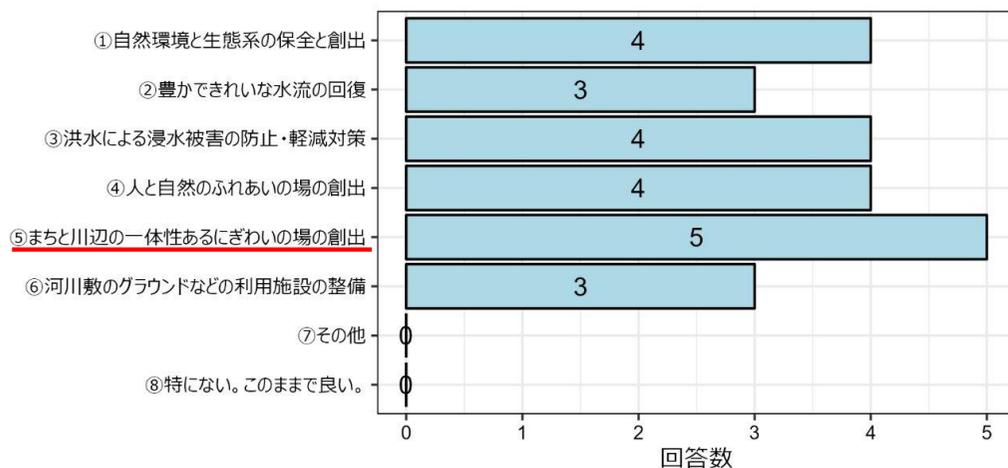
Q. これまでの多摩川の川づくりについて10年以上前とくらべて良くなったもの（複数可）



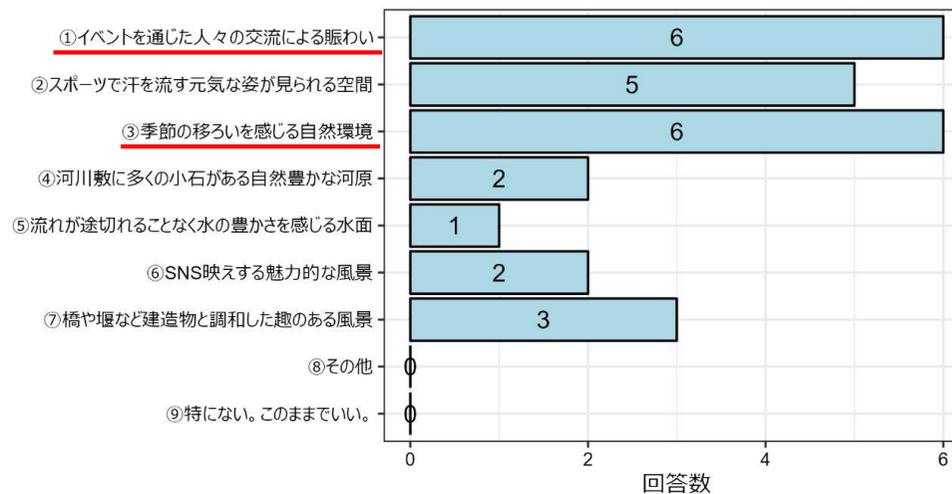
Q. 河川敷の利用についてより充実を図ってほしい用途（複数可）



Q. 将来の多摩川に期待するもの（複数可）



Q. 多摩川の景観に求めるもの（複数可）

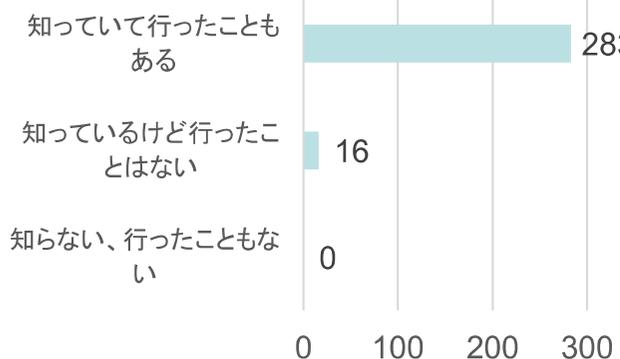


アンケート(記述式)のとりまとめ (7月14日～9月19日)

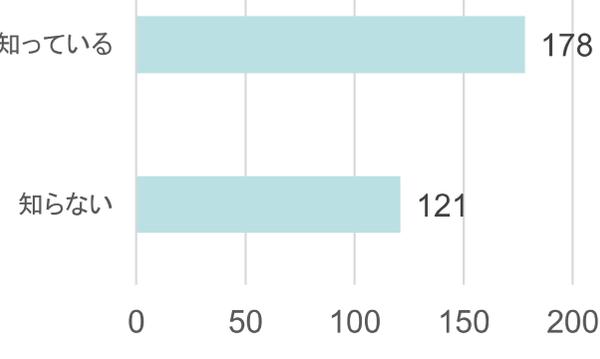
テーマ	関心度	頻出キーワード	課題	期待・提案
治水・防災	非常に高い (特に高齢者・家族層)	#洪水対策 #堤防整備 #浸水被害	<ul style="list-style-type: none"> 浸水経験 気候変動への不安 	<ul style="list-style-type: none"> 安全性向上 地域連携による整備
自然環境・生態系	高い (自然観察者・子育て世代)	#生物多様性 #魚道改善 #ヨシ原保全	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の減少 外来種の繁殖 	<ul style="list-style-type: none"> 自然との共存 保全型整備
アクセス・利便性	高い (広い世代に共通)	#駐車場整備 #街灯設置 #サイクリングロード	<ul style="list-style-type: none"> 夜道の安全 設備不足 	<ul style="list-style-type: none"> 快適な利用空間 バリアフリー整備
景観・文化・地域資源	中～高 (地域住民・観光客)	#景観保全 #花火大会 #キャンプ場整備	<ul style="list-style-type: none"> 景観の損失 文化的価値の低下 	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の活用 文化の継承
市民参加・運用改善	高まっている (企業・住民)	#ボランティア活動 #企業連携 #利用ルール整備	<ul style="list-style-type: none"> 管理不足 マナー違反 	<ul style="list-style-type: none"> 参加型整備 民間連携の仕組み
情報発信・啓発	課題として浮上 (若年層・新住民)	#啓発活動 #申込導線改善 #多摩川の魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> 情報の伝達不足 参加方法の不明瞭 	<ul style="list-style-type: none"> ブランディング SNS活用 教育連携

※ N=185票(回答数)

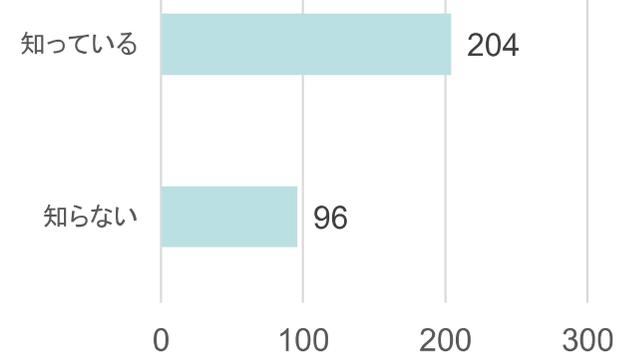
Q.多摩川(たまがわ)を知っていますか？



Q.家の水道水はどこから来ているか知っていますか？



Q.多摩川にどのような生き物がいるか知っていますか？



アンケート(記述式)のとりまとめ N=302票(回答数)

カテゴリ	主な意見・感想	備考・例
自然・生き物	生き物がたくさんいて自然豊か	魚、鳥、虫、カモ、昆虫、プランクトンなど
水のきれいさ	水がきれいで気持ちいい	「魚が自由に泳げるくらい綺麗」 「冷たくて気持ちいい」など
ゴミ・環境保護	ゴミを捨てないでほしい、環境を守りたい	「たまにゴミがある」 「看板を作ってほしい」など
遊び・イベント	川遊びが楽しい、花火大会、釣り、アスレチック希望	「滑って怖い」 「遊べる日を作ってほしい」など
危険性・不安	深くて危ない、氾濫が怖い	「溺れる可能性」 「床下工事が必要になった」など
身近さ・生活との関係	学校の近く、通学中に見える、水道水に使われている	「家の水道につながっている」 「登戸にも続いている」など
歴史・地理	昔は汚かった、県境になっている、玉川上水の話	「山梨県から流れている」 「一級河川」など
希望・提案	泳げるようにしてほしい、遊び場やカフェがほしい	「もっと動物とふれ合いたい」 「イベントを増やしてほしい」など

「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について、

学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいた

ご意見に対する京浜河川事務所の考え方

本資料は、「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（原案）」について学識経験を有する者、関係住民等、関係都県からいただいたご意見に対する京浜河川事務所の考え方を示したものです。なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに京浜河川事務所の考え方を示しております。このため、ご意見を提出いただいた方が指定した章節と、京浜河川事務所の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 京浜河川事務所

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
1.1 多摩川の流域及び河川の概要	1	・自然環境は、地域固有の自然の保全と利用というのが生物多様性保全の根底に流れるものなので、沿革の記載を充実させてほしい。	・ご意見については、縦断区間別で河道特性に応じた動植物の生息・生育・繁殖状況を記載しております。下流部において動植物の生息・生育・繁殖状況を追記しました。
	2	・人文歴史文化系の記述が極めて少ない。万葉集等の記述が唐突に入っている印象を受けるので、再考してほしい。	・ご意見を踏まえ、「歴史的にみれば、多摩川の流域には旧石器時代以来の遺跡が数多くあり、人びとのくらしが多摩川と密接な関係にあったことが分かる。奈良時代には「万葉集」に詠まれ、江戸時代には浄瑠璃や歌舞伎の演目として人気を博した「神霊矢口渡」の舞台になるとともに、歌川広重の錦絵「東海道五十三次」に描かれたりするなど、文化にも深く関わっている。」旨に修正しました。
1.2 治水の沿革	3	・気象庁気象研究所による和元年東日本台風の大雨への気候変動寄与率が11%と記載されているが、既往研究からの引用であれば出典を明示してほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和2年(2020年)12月の気象研究所と(一財)気象業務支援センターが発表した「近年の上昇が令和元年東日本台風に与えた影響」と出典を追記しました。
	4	・数年前前から取り組まれている流域治水の記載が少ないので、位置づけを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和2年(2020年)7月に、社会資本整備審議会より「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。そのなかで、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」へ転換し防災・減災が主流となる社会を目指すことが示されたことを踏まえ、多摩川においても、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留および浸透機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進するため、」旨、多摩川における流域治水に関する経緯・位置づけを追記しました。
1.4 河川環境の沿革	5	・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「人と河川との豊かな触れ合い活動の場は、水辺ならではの風景や清々しさ、歴史的・文化的資源や行事・催事など、その河川や地域の特徴を活かして行えるようにすることが重要である」旨に追記しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
1.4 河川環境の沿革	6	・民間企業による河川空間での活動へ参画している背景が分かりづらいので、記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「近年、ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を受けて民間企業の環境に対する意識が高まってきており、多くの企業が 地域住民や河川管理者と連携し、外来種の駆除や清掃活動を実施するなどの環境保全活動を行っている。」旨に追記しました。
1.5 令和元年東日本台風による洪水で生じた現象	7	・令和元年東日本台風における平瀬川での被害の状況を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「平瀬川と多摩川との合流部付近において、平瀬川沿川に浸水被害が生じた」旨に追記しました。
	8	・令和元年東日本台風における河川環境への影響を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、令和元年東日本台風による河川環境に関するモニタリング結果を基に、出水の影響による動植物への影響について追記しました。
2.1 令和元年東日本台風による洪水で明らかになった課題	9	・平瀬川の整備が進められているが、整備が終わるまでは大変危険な状況なので、注意喚起の方策を記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「地域及び関係機関との連携の下で、流域の貯留・浸透機能および遊水機能の確保・向上や、現地明示等によるリスク情報の周知、円滑な水防・避難行動のための状況把握、情報伝達体制等の充実を図る必要がある。」旨に修正しました。
2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	10	・下流部での高規格堤防による超過洪水対策を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「超過洪水対策として高規格堤防整備事業を実施している」旨を修正するとともに、「令和7年(2025年)3月時点で、整備区間延長約15.3kmに対して、整備済延長約2.8km(17箇所)、事業中延長約0.2km(1箇所)となっている」旨、整備状況を追記しました。
	11	・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の河川環境、河川管理を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的としている「多摩川流域協議会」を活用し、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる」旨に修正しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	12	・「流水の正常の機能の維持」の現状と課題を追加してほしい。	・ご意見を踏まえ、過去10年間の流況と既得水利の状況等を追記するとともに、「中上流部から下流部においては、河川流量に占める下水処理水の割合が高い現状を踏まえると、東京都の将来の水需要と、それに伴う多摩川に還流される下水処理水量の動向を注視していく必要がある」旨、現状を踏まえた課題を追記しました。
2.4 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	13	(2) 自然環境 河川環境を構成する自然環境(動植物)の記載内容が1章と重複しており、他の記載内容との分量のバランスをとってほしい。	・ご意見を踏まえ、「2.4(2) 自然環境」に記載している内容について、「1.1多摩川の流域及び河川の概要」において記載している内容と重複している内容については削除し、修正しました。
	14	(2) 自然環境 ・「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブックから」等重要種の掲載種数は、「学術上重要な種類」や「希少性の観点から重要な種類」等の注記を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、表2-7のタイトルを「多摩川・浅川等の「日本の絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック～」等重要種確認数」に修正しました。
	15	(3) 河川空間の利用 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の現状と課題として、「川の通信簿において、水辺へのアクセスのより一層の向上や、樹木繁茂による河川景観への影響改善への意見が出ている」や「沿川自治体からは、河川とまちづくりのおり一体的な整備についての期待が寄せられている」旨、具体的に追記しました。
2.5 河川維持管理の現状と課題	16	・大規模水害発生時のアクセス性と排水の現状を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「事前の備えとして、洪水時の氾濫状況に応じて想定される排水ポンプ車の作業箇所やアクセスルートなどを具体的に示した排水作業準備計画を作成しているが、その運用にあたっては関係機関(関係自治体、道路管理者、排水施設管理者)との連携が不可欠であり、課題の抽出と対応策を関係機関と共有して計画の見直しを行い改善していく必要がある。」旨、現状を追記しました。
	17	・ハザードマップに関連して、京浜河川事務所で多段階浸水想定区域図と水害リスクマップを作成したことを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「令和4年8月に公表した大臣管理区間からの氾濫のみを示した様々な規模の洪水浸水想定(多段階浸水想定区域図)や水害リスクマップを大臣管理区間以外の河川氾濫や下水道等の内水氾濫も考慮した図を作成・公表」した旨に追記しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
2.6 今後取り組むべき課題	18	(1) 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題 ・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「今後は、「多摩川流域協議会」を活用し、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取組を加速させる」旨に修正しました。
	19	(2) 気候変動適応策の推進 ・気候変動による水循環の変動性の高まりや水利用の社会経済的な変化や必要性を含めて、利水の面での記載を増やしてほしい。	・ご意見を踏まえ、「今後の地球温暖化などの気候変動の影響により、地域によっては水供給の安全度が一層低下する可能性があることも踏まえて、異常渇水等による厳しい事象を想定した危機管理の準備をしておくことが必要である」旨に修正しました。
	20	(4) 治水と環境と利用が調和した川づくり ・項目と記載内容に齟齬があるので、記載内容に併せて修正されたい。	・ご意見を踏まえ、本文の内容に沿ったとなるよう、項目名を「土砂動態を踏まえたこれまでの河道管理の取組・成果と課題」に修正しました。
4. 河川整備計画の目標に関する事項	21	・治水と動植物のみが両立とされているので、本来の自然環境の概念にある「景観」や「人と自然のふれあい」や「水質」の項目も並列で、記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「治水安全度の向上を図りつつ、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境、水を基調としたダイナミズムを感じさせる良好な景観、自然と共生した人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出を目指す。」旨に修正しました。
4.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	22	・下流側で堤防決壊を防ぐ高規格堤防の整備とともに、激しい流れのところの堤防を強化する必要があることを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間において、計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる構造とし、沿川の土地利用と一体となって水辺に親しむまちづくりが可能となる高規格堤防の整備を行う。この整備に当たっては沿川自治体等と連携を図る」旨に修正しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	23	・正常流量や適正な水利用の目標達成の確保について記載を増やしてほしい。	・ご意見を踏まえ、「令和5年(2023年)3月の多摩川水系河川整備基本方針の変更において、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量について、動植物の生息地又は生育地の状況、景観等を考慮し、石原地点では、かんがい期は概ね12m ³ /s、その他の期間は概ね10m ³ /sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量として設定しており、本計画においては、これらの流量を確保するよう努める」等、修正しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	24	・生物多様性の表現に、絶滅危惧種を組み込んでほしい。	・ご意見を踏まえ、「生物多様性の観点から、保全優先度の高い絶滅危惧種、学術上または希少性の観点から重要な種、注目すべき種を含めた動植物の多様な生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る」旨に追記しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	25	・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス性含む)を具体的に記載してほしい。 ・アクセス通路の確保は、教育・調査活動に配慮した計画を追記してほしい。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の水辺ならではの風景や自然環境を楽しめるよう、歴史的・文化的資源や行事・催事など、多摩川や地域の特徴を生かして水辺空間の拠点、アクセス通路、散策路等の整備を推進する。その際には、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、活動の背景となっている良好な景観や自然環境の保全を考慮し、環境学習などの教育的な観点、調査活動およびユニバーサルデザインに配慮する」旨に修正しました。
	26	・表-4-3-1 河川環境区分毎の代表区間で整理されている「代表区間における主な環境」において、中下流部周辺しか、「アユやマルタ等の回遊魚類」の記載がない。アユは、海から上流まで上がる魚として他の区分にも記載をした方が良い。	・ご意見を踏まえ、表-4-3-1において、中上流部周辺に「アユ・ウキゴリ等の回遊魚類が利用する流水の縦断連続性(魚道)」と追記しました。
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	27	・環境目標の評価の原点の面積と新たに創出する面積の定義がわかるように表現の適正化を図ってほしい。	・ご意見を踏まえ、「環境の保全・創出にあたっては」を「動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出にあたっては」に修正しました。 ・「平成27年(2015年)の11haを保全しつつ新たに7haを創出する」と、平成27年時点の保全面積と新たに創出面積が明確になるように修正しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	28	・季節的な取り組みで構わないので、魚類を少しでも増殖させるために、アユが産卵しやすいように砂利を入れたり、平瀬の改良などを記載してほしい。 ・連続する瀬・淵の保全を図ることから、河道掘削で掘り出された玉石等を利用した魚類の生息環境の創出を図るなど、具体的な保全対策を表現してほしい。	・ご意見を踏まえ、「必要に応じて魚道付近の河道正整等により対策を講じるとともに、河道環境については、河道掘削の際に安全性や景観に十分に留意しつつ、必要に応じて浅場の河床が浮き石となる様に重機による河床耕転を行うなどにより、質の向上を図る」旨に修文しました。
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要	29	・河口部のヨシ原における営巣について施工時期を配慮してほしい	・ご意見を踏まえ「設計、施工、維持管理の各段階で、河川環境情報図などを踏まえて、必要に応じて市民団体等との意見交換をしつつ、河川環境の整備と保全を実施する」旨に修文しました。 ・また、工事着手前には専門家の意見を伺い、時期等に配慮した施工に努めます。
5.1.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	30	(3) 高潮対策 ・高潮と津波の関係について、高潮対策に包含されるという言葉でも良いので、津波について触れてほしい。	・ご意見を踏まえ、項目を「高潮・津波対策」とし、定性的な表現を補記しました。
	31	(7) 支川合流点処理 ・水害リスクが高い箇所は、谷沢川以外にも三沢川も例示してほしい。	・ご意見を踏まえ、三沢川も追記しました。
5.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	32	・水循環の視点から、流域総合水管理の観点を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「流域の治水・水環境・水循環を一体的に管理する流域総合水管理の取組の一環として引き続き推進する」旨を追記しました。
5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	33	(2) 動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出 ・中上流部においても回遊魚類を記載してほしい。	・ご意見の趣旨について、中上流部周辺においても、「中上流部周辺及び上流部周辺においても、海と河川を行き来するアユ・ウキゴリ等の回遊魚類が生息・繁殖の場になっていた」と回遊魚類を追記しました。
	34	(3) 人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス、拠点、それをつなぐ散策路)を具体的に記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「現状における水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の見える化を行い、関係機関との連携のもとで、水辺空間の拠点やアクセス路、散策路等の整備を行う。」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
5.2.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	35	(6)河川等における基礎的な調査及び研究 ・流送土砂の把握(流域総合土砂管理)が課題として残っていることを考えてほしい。 ・多摩川の土砂供給は、河川内の高水敷が削られていて下流に運ばれているため、治水と環境を一緒に考えるべき。	・ご意見を踏まえ、6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策」において、「水流や取排水、土砂収支の定量的な把握を通じて水循環や土砂動態に関する課題とその要因等を把握」する旨を修文するとともに、5.2.1(6)河川等における基礎的な調査及び研究において、「樹木の繁茂状況、土砂動態、河床の変化、河床材料等についても必要に応じて継続して調査・分析を行う」旨に修文しました。
	36	(7)地域における防災力の向上 ・ハザードマップに関連して、京浜河川事務所で多段階浸水想定区域図と水害リスクマップを作成したことを記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、7)水害リスク情報の評価・共有・発信において、「土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、単一の規模の洪水だけでなく想定最大規模までの様々な規模の洪水浸水想定(多段階浸水想定区域図)や水害リスクマップを作成し、提示する」旨に修文しました。
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	37	(2) 自然環境の保全 ・河川環境は進捗状況を確認する項目がないので、目標に対するモニタリングを記載してほしい。 ・頻繁に現状把握と目標の修正を行える柔軟性を持った計画としていただきたい。	・ご意見を踏まえ、「動植物の生息・生育・繁殖環境の場の創出の目標達成に向けた進捗確認に当たっては、従来の河川管理者によるモニタリング手法等を効果的に組み合わせるとともに、関係機関や市民団体等と連携して状況把握を行う。創出した場の質についても、各分野の学識経験を有するアドバイザーに意見を伺いながらモニタリングを実施する。動植物の生息・生育・繁殖の場やその質が長期的、広域的に目標とする水準を下回る場合には、河道の特性等を再度検証した上で、必要な対応を実施する」旨に修文しました。

原案 章節	論点 番号	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方
5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	38	(6) 環境教育の推進 ・イベントの参加者の関心と関係なく、困難な点を聞き取り、ニーズに合わせた対応をお願いしたい。	・ご意見を踏まえ、「水辺の楽校プロジェクトの継続性確保については、主催する活動メンバーの高齢化や担い手が確保できないなどが課題に対して、活動団体の実態やニーズを把握し、河川管理者や関係自治体との協働のもとで、市民と河川環境のふれあいに関するイベントを実施することを通じて、多くの人が水辺に触れ合う機会を提供し、水辺環境に関心を持つ人を増やしていく。」旨に修文しました。
	39	(7) 人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全 ・人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全・創出の今後の整備(水辺へのアクセス性含む)を具体的に記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、その活動の背景となっている自然環境や景観などの河川環境自体の保全を図りつつ、自然環境を活かした人と河川との豊かな触れ合い活動の場の保全を図る」旨に修文しました。
6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策	40	・水循環の視点から、流域総合水管理の観点を記載した方が良い。	・ご意見を踏まえ、「都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、流域における森林の生育状況や山地斜面の崩壊、またはそれらに対する保全対策等による土砂動態の変化、渇水や緊急時の水融通に向けた備えの強化等に対し、水循環基本法の理念や流域総合水管理の概念等を踏まえながら、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び周辺地域を視野に入れた総合的な河川管理が必要である」旨に修文しました。
	41	・国、都県、自治体などのあらゆる関係者が流域治水に取り組むため、流域協議会を利用することを記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、「流域治水を進めるに当たっては、「多摩川流域協議会」を活用」する旨に修文しました。
6.2 地域住民、関係機関との連携・協働	42	・カーボンニュートラルの観点を記載してほしい。	・ご意見を踏まえ、堰等の横断工作物について、再生可能エネルギーの活用等の新たな利活用により水の恵みの最大化が期待できる場合に、「温室効果ガス排出の削減につながる」と追記しました。
その他		・誤記(誤謬・脱漏)は修正すべき。	・誤字、脱字の修正を行いました。

今後の計画の実施への期待や留意事項のまとめ（第9回多摩川河川整備計画有識者会議）

委員名	意見の概要
福岡座長	流域全体の水収支や土砂収支の問題は今の観測技術でかなりのことが把握できる段階に近づいているので、モニタリングを続けることが重要。策定した河川整備計画は広く周知すること。
朝日委員	関係者との連携強化による水利権の見直しといった水利用の融通は今後ますます必要になる。モニタリングの情報は重要であり、河川の専門家以外にも情報共有することが大事。
池内委員	人と自然の触れ合いの場の充実、治水・環境のモニタリング強化、B/C以外も含めた事業評価、総合土砂管理、危機管理の検討、水温への配慮、流域管理の推進が重要。
井塚委員	河川環境の目標設定を含む河川整備計画は全国の先駆けとなるものであり、漁場環境の改善や川の豊かさが住環境や地域の漁業者にとって重要で、今後全国に波及することが期待される。
加藤委員	農業の土地・水利用が今後変化する可能性がある中で、環境配慮や温暖化対応を柔軟に取り入れ、学術的な解析を通じて河川整備計画に貢献していきたい。
知花委員	河川整備計画に河川環境の定量目標を導入し、引き続き、官・学・民の連携による継続的な議論とモニタリングが重要であり、土砂供給が少なくなったという課題にも対応していく必要がある。
手塚委員	税金に見合った河川整備効果の説明が求められる。CVMの評価には新たな試みも含めて評価してもらうことが肝要。河川整備計画をつくった以上はPRが大事。
葉山委員	生物保全を個体群の視点で計画段階から取り入れた点は評価されているが、定量化や陸域との関係も含めた実効的な対策の検討とモニタリングが今後の課題である。
古米委員	河川整備計画を関係者への周知と理解を促しつつ、流域総合水管理の視点で推進し、関係機関と連携しながら進捗を公開・レビューしていくことが求められている。
深澤委員	河川整備計画の市民への広報が重要であり、内容を伝える際には、周辺の歴史や文化など人文的な視点も取り入れて、関心を引きながら理解を深める工夫が必要だ。
星野委員	治水と環境を一体的に考える今回の整備計画では、自然再生への誤解を解きながら理解を広め、定量目標の達成に向けてモニタリングを通じた順応的管理が成功の鍵である。
前田委員 6-33	水産分野の視点から、河川整備計画は重要魚種や漁場環境に配慮した優れた内容であり、現場の課題解決に向けて計画の実現と継続的な協働が期待される。

国土交通省
関東地方整備局長 殿

東京都及び関係区市町村の意見

東京都知事
(公印省略)

多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について(回答)

令和7年11月26日付、国関整河計第104号で照会のあった多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について、下記のとおり回答します。

記

東京都関係局及び関係区市町村からの意見等は別紙のとおりであるので、これらの事項について配慮されたい。

・当計画に基づき、多摩川の本川整備を着実に進め、早期に治水安全度の向上を図られたい。多摩川水系の都管理河川の河川整備計画策定にあたっては、計画の整合を図るため、引き続き調整をお願いしたい。また、谷沢川などの支川合流部においては、水害リスク軽減のため、ハード、ソフト両面の対策について緊密な連携をお願いしたい。

(東京都建設局)

・多摩川水系河川整備計画について

東京の水道は、域内水源である多摩川を最大限に活用するという観点から、大正13年の村山上貯水池建設を手始めに、昭和2年に村山下貯水池、昭和9年に山口貯水池、昭和32年に小河内ダムを建設するなど、水源の多くを多摩川に確保してきた。

その後、昭和30年代以降の高度経済成長に伴う急激な水需要の増加に対応するため、域外である利根川水系等に水源を求めざるを得なくなり、群馬県等の水源県の協力のもと、現在では、東京都の水源全体の8割が利根川・荒川水系となったが、水源県の理解を得るためには、域内水源を最大限活用することが不可欠である。

また、利根川水系では、八ッ場ダムの完成により9ダム体制となった令和2年度以降も、令和5年度及び令和7年度には、貯水量の急激な低下に伴い取水制限が検討される事態となったことから、東京の水道にとって、多摩川水源の重要性は依然として高い状況にある。

このように、多摩川の水利利用は、首都東京において根幹を成すことから、今回の整備計画変更についても、都の都市活動や都市生活に資するものとなるようにされたい。

・事前放流等に関する治水協定について

小河内ダムは水道専用ダムであるため、漏水時の利水への影響も考慮した柔軟な対応が求められているので、協定の運用にあたっては、引き続き国と都が連携を図れるようにされたい。

・河川整備の実施について

整備計画に基づく河川整備の実施にあたっては、当局の水道施設にも影響を及ぼす可能性があることから、事前に協議されたい。

(東京都水道局)

・本計画対象区間に位置する当局管理の樋門に関して、河道掘削等の影響により構造等の変更が生じる可能性があることから、整備状況に応じて協議をお願いいたします。

(東京都下水道局)

・多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について、全体として特段の異存はありませんが、多摩川中下流部において区民等による特定外来生物(ア

レチウリ)の自主的な駆除活動が行われていることから、P. 20「③多摩川中下流部(調布取水堰から大丸床止までの13k~32k)」について、「①多摩川河口部」と同様に、以下のとおり追記のご検討をお願いいたします。

<修正前>:一方、特定外来生物のオオブタクサ等や

<修正後>:一方、特定外来生物のアレチウリ・オオブタクサ等や

なお、多摩川の緊急用河川敷道路について、自転車・歩行者がより安全で快適に通行できるよう、砂利道となっている区間(二子橋付近から下流側)の舗装化について、「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のあるユニバーサルデザイン観点からも、早期の実現が図られるよう要望します。

(世田谷区)

本市としても近年頻発・激甚化する台風、集中豪雨等の自然災害に備えるため、河川整備の安全性確保と治水機能の強化は極めて重要であると認識しており、当該変更案について異存はありません。

今回計画変更案に示されている堤防の嵩上げ・拡幅や河道掘削等による流下能力の向上については、治水安全度向上のため計画の着実かつ早期の推進を強く期待します。

なお、施工時における工事車両の通行、騒音・振動、土砂の搬出経路等については、地域との連携・情報共有を図りながら丁寧な対応を求めます。

(立川市)

1 河道掘削に関して

・浅川左岸 日野市石田~日野市上田及び浅川右岸 日野市落川~日野市新井 地区周辺については、今後、雨水管理総合計画にて、整備内容を定めていくが、内水浸水を発生させないため、引き続きご尽力の程、お願いいたします。

2 河川の整備の実施に関する事項に関して

・浅川左岸 日野市川辺堀ノ内594番地先(キロ杭 3K 上流部)において、上田用水の取水が現在出来ない状況となっております。用水の取り入れ口が復旧するようにご配慮をお願いいたします。

3 その他

・近年、サルやシカ、イノシシなどの獣害が増加し、河川に沿って移動することが多い状況のため、当該対策にも触れていただくようお願いいたします。

(日野市)

近年多発する豪雨により、多摩川上流部でも河岸の崩落が相次いでいるため、対策を講じる必要がある旨を記載願います。

(青梅市)

河道掘削について

河川敷は、貴重な散策、スポーツ、レクリエーションの場となっており、区で占用し多くの方々に利活用していただいている。河道掘削にあたっては、これらの占用区域を最大限確保していただきたい。

(大田区)

河 第 1509 号
令和7年 12 月 25 日

【別紙】

国土交通省
関東地方整備局長 様

神奈川県知事
(公印省略)

多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】(変更)(案)について(回答)

令和7年 11 月 26 日付け国関整河計第 104 号で照会のありました標記について、
別紙のとおり回答いたします。

1. 漁場への影響について

当該区間は、餌虫(えむし)漁業及びしじみ漁業の漁場となっているので、工事
について漁業協同組合に説明することや、工事に伴う濁りなど漁場への悪影響が生
じないようにすることなどの配慮をお願いします。

2. 文化財保護法 93 条に係る手続きについて

当該区間の二ヶ領宿河原堰東側の河道内には、埋蔵文化財包蔵地である「宿河原
縄文時代低地遺跡」が存在しています。このため、当該地域において、工事等を行
う場合は、神奈川県教育委員会に対して早期に情報提供をお願いします。

3. 河川整備計画で定める事項の説明

河川整備計画の目標や実施に関する事項や意見募集の際に寄せられた質問等に
対する国の考え方などについて、住民の理解が得られるよう分かりやすく丁寧な説明
をお願いします。

4. 関係機関協議

河川整備計画に位置付けた河川工事等を実施する際には、計画段階から早期に関
係機関との協議調整をお願いします。

5. 関係自治体の施策との連携

「川崎市総合計画」や「川崎市新多摩川プラン」等の関係自治体の施策を推進する
ため、引き続き、関係自治体と密に連携して取り組んでいただくようお願いします。

問合せ先
県土整備局 河川下水道部 河港課
河川調査グループ 中川、宮田
TEL 045-210-6479
FAX 045-210-8897